

令和5年度 第1回世田谷区新BOP運営委員会

日時：令和5年7月28日（金）午後6時30～

次 第

1 開 会

2 挨拶 教育委員会事務局 学校教育部部长 小泉 武士

3 委員紹介（委嘱状交付）

4 委員長選出

5 副委員長指名

6 報告

- | | |
|---------------------------------|---------|
| （1）令和5年度新BOP事業予算概要について | 資料2 |
| （2）児童数の推移・新BOP登録児童数について | 資料3、資料4 |
| （3）新BOP職員研修一覧について | 資料5 |
| （4）新BOP学童クラブ実施時間延長利用状況について | 資料6 |
| （5）区の補助事業による民設民営放課後児童クラブの整備について | 資料7 |

7 意見交換

8 その他

9 挨拶 子ども・若者部長 松本 幸夫

10 閉 会

<配布資料>

- 資料 1 令和5年度世田谷区新BOP運営委員会委員名簿
- 資料 2 令和5年度新BOP事業予算概要
- 資料 3 児童数の推移
- 資料 4 令和5年度学童クラブ入会状況・BOP登録児童数（5月1日時点）
- 資料 5 令和5年度新BOP職員研修一覧
- 資料 6 新BOP学童クラブの実施時間延長にかかる利用状況について
- 資料 7 区の補助事業による民設民営放課後児童クラブの整備の進捗状況について

参考資料 1 世田谷区新BOP運営委員会設置要綱

参考資料 2 世田谷区「新BOP」事業について

令和5年度 世田谷区新BOP運営委員会 委員名簿

資料1

委員	所属	氏名	備考
学識経験者	早稲田大学非常勤講師	高井 正	継続
小学校校長会	世田谷区立砧南小学校 校長	廣瀬 維謙	新規
世田谷区立小学校PTA連合協議会	世田谷区立小学校PTA連合協議会 会長	開發 一博	継続
世田谷区商店街連合会	世田谷区商店街連合会 女性部 幹事	石井 俊子	新規
世田谷区町会総連合会	世田谷区町会総連合会	大塚 邦雄	新規
オール世田谷おやじの会	オール世田谷おやじの会 会長	村内 敦	継続
世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会	世田谷区学童保育クラブ 父母会連絡会 会長	伊藤 雅代	継続
世田谷区民生委員主任児童委員	世田谷区民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会 副部会長	久島 幸子	継続
青少年委員会	世田谷区青少年委員会 副会長	奥田 綾子	継続
青少年地区委員会	世田谷区青少年上北沢地区委員会 会長	櫻井 信広	新規
区内警察署	世田谷警察署 生活安全課 少年第一係 係長	中村 辰生	継続
要配慮児童関係団体	世田谷区手をつなぐ親の会 副会長	三好 由加	継続
世田谷区子ども・若者部	子ども・若者部長	松本 幸夫	新規
世田谷区教育委員会事務局	学校教育部長	小泉 武士	新規

オブザーバー	旭小新BOP	伊津 雅弘	新規
--------	--------	-------	----

令和5年度新BOP事業予算概要

令和5年度新BOP事業予算状況は以下のとおりです。

1 歳出

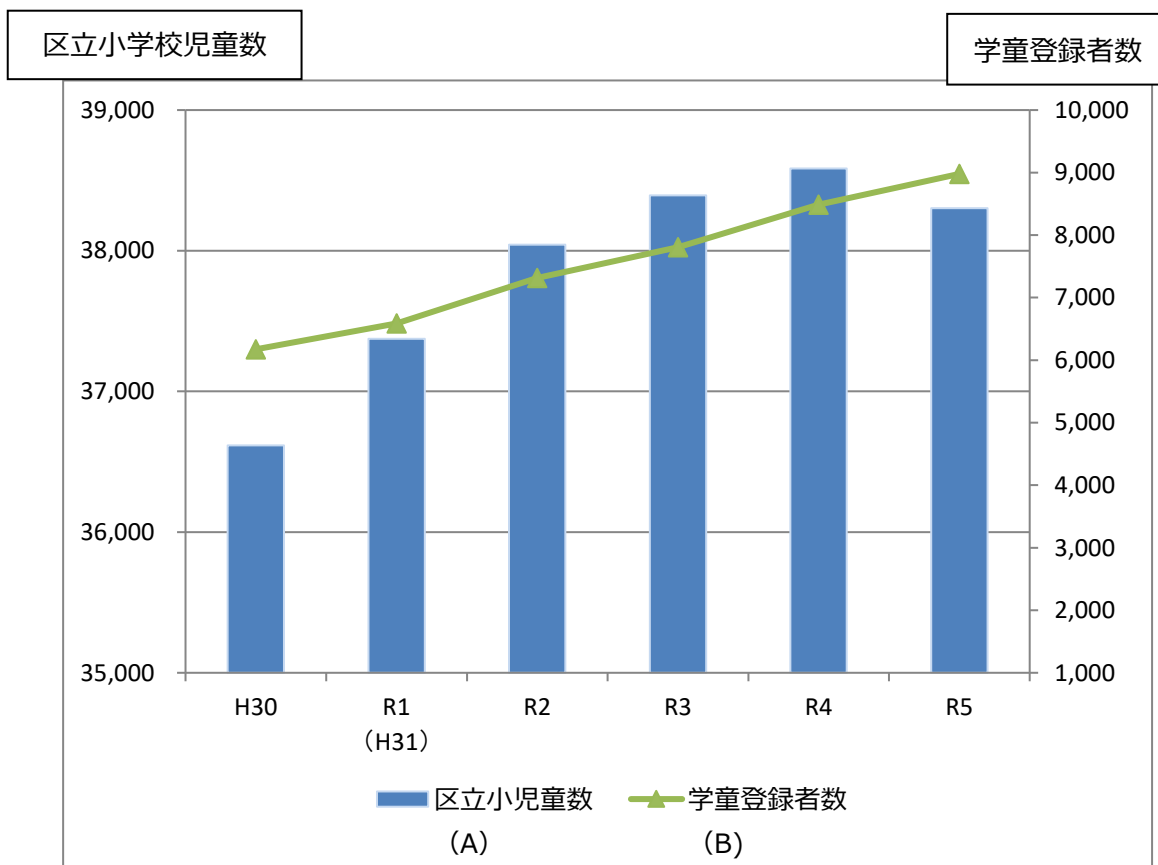
内訳	予算額
①人件費（報酬、社会保険料）	1,899,056 千円
②報償費、旅費	446,843 千円
③需用費（光熱水費、消耗品費、修繕費）	61,628 千円
④役務費（電信料、保険料等）	15,222 千円
⑤委託料（事業委託料、保守管理料）	15,377 千円
⑥使用料及賃借料（使用料、システム機器賃借料）	7,695 千円
⑦備品購入費	2,560 千円
⑧学童クラブ運営費（間食、消耗品、郵便料など）	404,440 千円
合 計	2,488,821 千円

2 歳入

内訳	予算額
① 放課後子どもプラン〈都補助金〉	225,661 千円
② 教育施設使用料（学童クラブ利用料 見込み）	449,463 千円
③ 地域子ども・子育て支援事業〈国庫補助金〉	147,834 千円
④ 地域子ども・子育て支援事業〈都補助金〉	148,919 千円
合 計	971,877 千円

児童数の推移

	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5
区立小児童数 (A)	36,617	37,374	38,043	38,394	38,585	38,302
区立小児童数 (前年度比)	1,207	757	669	351	191	-283
学童登録者数 (B)	6,174	6,587	7,313	7,808	8,487	8,979
学童登録数 (前年度比)	466	413	726	495	679	492
登録割合 (B/A)	16.9%	17.6%	19.2%	20.3%	22.0%	23.4%



「区立小児童数」は5月1日の区立小学校1～6年生の合計数

「学童登録者数」は5月1日の学童クラブ入会児童の合計数

令和5年度 学童クラブ入会状況・BOP登録児童数（5月1日現在）

児童館	学校番号	クラブ	学童	BOP
池尻	2	三宿	63	107
	4	太子堂	138	318
	9	多聞	188	366
	28	池尻	68	463
若林	1	若林	151	397
	22	山崎	106	228
	31	城山	125	332
弦巻	12	駒沢	135	334
	21	弦巻	182	552
	25	三軒茶屋	94	246
	27	松丘	221	300
野沢	13	旭	162	386
	14	中里	52	195
	18	駒繫	111	374
	23	中丸	132	459
上町	5	桜	164	444
	10	世田谷	101	443
桜丘	6	桜丘	237	799
	29	笹原	111	315
代田	65	下北沢	210	529
	19	池之上	75	260
松沢	11	松沢	211	403
	15	松原	165	517
	26	赤堤	108	412
代田南	7	代沢	143	414
	24	代田	85	253
等々力	36	八幡	61	290
	37	奥沢	112	307
	38	尾山台	175	233
	40	東玉川	92	354
	42	九品仏	70	247
	47	玉堤	125	394

は学童登録者数が200人を超えている新BOP

児童館	学校番号	クラブ	学童	BOP
玉川台	34	京西	131	506
	41	桜町	214	489
	43	瀬田	159	615
森の	33	玉川	142	555
	46	中町	108	305
深沢	39	東深沢	233	585
	44	等々力	166	559
上用賀	45	用賀	117	382
新町	32	深沢	146	512
船橋	20	経堂	214	494
	56	船橋	173	627
	63	希望丘	121	416
喜多見	61	喜多見	108	602
成城 さくら	51	砧	150	574
	52	明正	160	574
山野	59	山野	247	753
祖師谷	49	塚戸	211	759
	50	祖師谷	162	465
鎌田	35	二子玉川	155	563
	57	砧南	247	761
烏山	53	烏山北	151	336
	58	給田	205	570
	62	武蔵丘	88	470
上北沢	17	上北沢	146	472
	54	八幡山	133	478
上祖師 谷ぱる	48	烏山	156	418
	60	千歳	163	656
粕谷	55	芦花	263	651
	64	千歳台	137	405
合計			8,979	27,223
総計（学童+BOP）			36,202	

【学童クラブ内訳】

1年	2年	3年	学童クラブ合計
3,288	3,150	2,443	
4年	5年	6年	
51	36	11	8,979

令和5年度 新BOP職員 研修一覧

【集合研修】

大分類	中分類	研修名	目的	内容	講師	実施時期	担当	受講対象							児童指導職員	事務局長				
								新BOP指導員												
								1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目～						
支援の質の向上	支援の質の向上研修		○職場の中核を担う職員として、自らの役割を理解するとともにまとめ役となり職場内のコミュニケーションの向上を図り、応対力の向上を図る。	・職員として求められているコミュニケーションのあり方 ・円滑なコミュニケーションのための実際の配慮点 ・応対力を高めるために求められること	(株)リーフラス 専任講師	9月～11月 (予定)	児童課										推薦	必修/推薦		
職員の育成 ・区職員として ・放課後児童 支援員として	新BOP 事務局長 年次研修	新任研修	○職務上必要な基礎的知識等を学ぶ	・区教育ビジョン ・新BOPでの取り組み 等	両係長	7月13日(木)	地学												初年度 必修	
	新BOP 指導員 年次研修	新BOP 指導員 実務研修 (接遇向上)	○接遇の基本を再確認させるとともに、職場の実態に合わせて具体的に事例を研究することにより、職場全体で接遇を向上させる。 ○研修実施後に、児童指導職員が職場内で職場内研修を実施し、職場内での確実な浸透を図る	・職場の実態に合わせて具体的事例を研究することにより、自らの接遇を振り返る。	外部講師	9月8日(金)	児童課											推薦		
	会計年度任用 職員 「基礎研修」 (研修担当課)		○世田谷区職員としての自覚を高め、区政の概要・課題や職務上必要な基礎的知識・態度を習得する	・地方自治と世田谷区 ・区政概要 ・非常勤職員の義務と責任 ・公務員倫理 ・人権	庁内講師	6月～	地学 児童課	必修											初年度 必修	
安全・安心への 対応	安全管理研修		○新BOPにおける児童の安全管理対策について学ぶ		未定	未定	地学												必修	
	上級救急救命講習		○緊急時における救命技術を習得する	・AEDの使用等	世田谷消防署	9月～R6.1月	地学											推薦	推薦	
	虐待防止基礎研修		○虐待防止についての基本的知識および対応を学ぶ ○世田谷区における虐待防止の仕組みを学ぶ	・虐待防止の基礎理解 ・世田谷区における虐待防止の仕組み	外部講師	6月12日(月)	児童課											推薦	必修 (新任・横転者のみ)	
	アレルギー児童対応研修		○食物アレルギーの概要、基本的対応について学ぶ ○アナフィラキシー時の対応としてエビパンの取り扱いについて学ぶ	・アレルギー対応の基礎 ・エビパン実習	外部講師	オンライン研修	児童課	必修											必修 (新任・横転者のみ) 初年度 必修	
子どもの理解・ 育成支援	子どもの理解・ 育成支援 (基礎)		○学童期の児童を知る(心理、遊び等の発達) ○新BOPにおける児童への関わり方、見方等を学ぶ ○新BOP指導員の役割を理解する ○新制度導入にあたっての仕組みを学ぶ ○保護者対応の基本を学ぶ ○新BOPにおける配慮を要する児童支援の仕組みを学ぶ	<事務局長> ・学童期の子どもとの関わり方 ・集団生活、異年齢児童間での交流促進、 ・職場でのチームワーク、コミュニケーション ・学校・地域・保護者との関わり方 <児童館長> ・新BOPにおける児童支援 ・新BOP指導員の役割	未定	未定	児童課	必修											必修 (新任・横転者)	
		子どもの理解・ 育成支援 (中級)	○新BOPにおける自立支援の考え方を学ぶ ○子どもの生活面における対応を学ぶ ○学年毎の発達課題を理解する ○保護者対応のサポートのために必要な技能を学ぶ ○遊びの質の向上を図る	・新BOPにおける。学年に応じた生活支援、自立支援 ・保護者対応の留意点 ・遊びの質をあげるための配慮点、手法等	内部講師	9月27日(水)	児童課											推薦	必修/推薦	
	新BOP指導員 研修 (研修委員会)		○新BOPで必要な児童対応や活動のスキルを学び、支援力向上を図る ※各年度3テーマで、年間全実施回数は3～6回とする。	・接遇(保護者対応、児童対応 等) ・遊びを通じた、学年を超えた児童集団への対応 ・活動を通じた、児童の仲間作りへの支援	児童館職員等	年間	研修委員会											推薦	推薦	
	配慮を 要する 児童の 支援	基礎研修		○配慮を要する児童を理解し、対応を学ぶ ○世田谷区における障害児支援機関について学ぶ	・要配慮児童対応の基礎理解 ・各障害(知的、身体、発達等)の基礎的な理解と対応 ・新BOPで直面している課題の検討	外部講師	7月10日(月)	児童課	必修											必修 (新任・横転者のみ)
		実践研修		○事例検討の手法を学び、配慮を要する児童対応の幅を広げる	・実際に現場で対応している事例の検討 ・事例検討実習	外部講師	10月12日(木)	児童課・ 育成委員会											推薦	
		専門研修 (発達)		○発達障害について、基礎的な対応を再確認する	療育機関から見える課題を通して、かかわりの難しい児童への対応を学ぶ。	外部講師	10月11日(水)	児童課											推薦	
		専門研修 (身体)		○身体介助について、基礎的な対応を学ぶ	・身体介助の基本的な内容の講義と実習	未定	未定	児童課											推薦	

【職場単位等の研修】

大分類	中分類	研修名	目的	内容	講師	実施時期	担当	受講対象										児童指導職員	事務局長
								新BOP指導員											
								1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目～					
職場内研修 ※各館、新BOP の状況に合わせて 実施する ※報告書を提出 する	基本研修		○新BOP指導員としての義務と責任（個人情報保護、公務員倫理等）について学ぶ	・個人情報保護、公務員倫理等		年1回 程度		必修									必修		
	支援の質の向上研修 （職場内）		○児童指導が同研修の受講をもとに、各新BOPで新BOP指導員にむけた職場内研修を実施する。			集合 研修後		必修											
	看護師巡回訪問		○看護師の巡回により、間食対応や疾病対応について、各新BOPの状況に応じた対応を学ぶ	・間食対応 ・てんかん等疾病対応		年間		必修 （該当児童在籍の場合）											
	交流研修		○配属先とは別の新BOPでの業務を通し、児童対応、イベント運営等学ぶ			年間		推薦									推薦	推薦	
	その他		○各館、各新BOPにて必要な知識、技能等を学ぶ					推薦									推薦	推薦	
その他	虐待防止研修		（子ども家庭課）													推薦			
	支援者養成研修		（子ども家庭課）													推薦			
	発達障害理解研修		（障害者地域生活課）													推薦			

※放課後児童支援員の研修については詳細が決まり次第通知します。

※新BOP指導員採用前説明会（採用前の2月頃実施）では、非常勤職員の手引き（法的位置づけ、服務等）／公務員倫理／個人情報保護／仕事の理解と職員の役割／児童の育成支援／保護者との連携、協力／学校、地域との連携等、について説明します。

令和5年5月31日
子ども・若者部
教育委員会事務局

新BOP学童クラブの実施時間延長にかかる利用状況について

1 主旨

令和5年4月から、新BOP学童クラブにおいて、通常の利用終了時刻である18時15分を越えて、19時まで利用ができる実施時間の延長（以下、「実施時間延長」と言う。）を開始した。これまでの利用状況について、報告する。

2 実施時間延長の概要

	通常の新BOP学童クラブ利用	実施時間延長	
		月ぎめ利用	スポット利用
実施内容	保護者が就労等により、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の児童に、健全な遊びや生活の場を提供し、心身の健やかな成長を促すとともに、自立を支援する。	毎月12日以上、時間延長が必要な家庭の児童を対象に実施	急な残業や不規則な就労時間等で、1日ごとに延長利用の要否が変わる家庭の児童を対象に実施
定員	なし	40名	40名－月ぎめ利用の登録人数 ＝スポット利用可能人数
対象児童	小学校1～3年生 ただし、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生まで	新BOP学童クラブに入会している小学校1年生 ※申し込み状況により、2年生以上も対象	新BOP学童クラブに入会している児童
実施日	月～土曜日	月～金曜日（土曜日実施なし）	
実施時間	放課後～18時15分 （学校休業日は、8時15分～18時15分） ※保護者が指定した時間に帰宅	18時16分～19時	
退所方法	児童が自分で下校	保護者のお迎え	
利用料金	月額5,000円	月額1,000円	日額200円 （月額上限1,000円）

3 利用状況 (R5.4.7~5.12の土日祝を除く23日間)

(1) 利用実績 (新BOP全61校)

- ・時間延長登録児童数は、月ぎめ利用が226人(新BOP学童クラブ総登録児童数の2.5%)、スポット利用が875人(同9.7%)となっている。
- ・時間延長登録児童数のうち、学年別登録児童数は月ぎめ利用が1年生176人(月ぎめ利用登録児童数の77.9%)、2年生37人(同16.4%)、3年生13人(同5.8%)、スポット利用は1年生499人(スポット利用登録児童数の57.0%)、2年生242人(同27.7%)、3年生127人(同14.5%)、4年生7人(同0.8%)であった。
- ・時間延長登録児童数のうち、実際に利用した児童数(利用児童実人数)は、月ぎめ利用が183人(月ぎめ利用登録児童数の81.0%)、スポット利用が537人(スポット利用登録児童数の61.4%)であった。
- ・月ぎめ利用は利用児童実人数1人あたり平均7.4回(延べ利用児童数1,347人÷利用児童実人数183人)、スポット利用は利用児童実人数1人あたり平均1.9回(延べ利用児童数1,037人÷利用児童実人数537人)であった。当初の見込みどおり、月ぎめ利用が定期的、継続的な利用、スポット利用が緊急的、突発的な利用となっていることが窺える。

単位：人

単位：人

	R5.5.1時点	R5.4.7~5.12(土日祝を除く23日間)			
	時間延長登録児童数	利用児童実人数	延べ利用児童数	1日あたり平均利用児童数	
A 月ぎめ利用	226	183	1,347	59	
総登録児童数に占める割合	2.5%	2.0%			
内訳	1年生	176	143	1,066	46
	2年生	37	30	222	10
	3年生	13	10	59	3
	4年生以上	0	0	0	0
B スポット利用	875	537	1,037	45	
総登録児童数に占める割合	9.7%	6.0%			
内訳	1年生	499	301	633	28
	2年生	242	160	267	12
	3年生	127	69	127	6
	4年生以上	7	7	10	0
C 合計(A+B)	1,101	720			
総登録児童数に占める割合	12.3%	8.0%			

R5.5.1時点		
(参考)新BOP学童クラブ総登録児童数(R5.5.1時点)		
総登録児童数	8,979	
内訳	1年生	3,288
	2年生	3,150
	3年生	2,443
	4年生以上	98

(2) 利用時間の状況 (R5.4.7～5.12の土日祝を除く23日間)

月ぎめ利用は遅い時間帯ほど利用児童数が多くなるのに対し、スポット利用は18時30分までの15分以内の利用が47.2%と5割近くになっている。

単位：人

	延べ利用児童数	内訳					
		～18時30分 (15分以内)		～18時45分 (30分以内)		～19時 (45分以内)	
月ぎめ利用	1,347	388	28.8%	417	31.0%	542	40.2%
スポット利用	1,037	489	47.2%	204	19.7%	344	33.2%

4 運営体制

実施時間延長にあたっては、新BOP職員（事務局長、児童指導、指導員）のうち2名を延長番のシフトとして対応することを基本としており、これまでのところ、当該運営体制における特段の支障は生じていない。

5 現時点の評価及び今後の対応

実施時間延長については、継続的に利用時間の延長が必要な家庭や、急な残業や不規則な就労時間等で、1日ごとに延長利用の要否が変わる家庭のセーフティネットの役割を果たすことを目的としており、現時点においては、当該目的に沿った利用がなされていると考えている。

引き続き、利用状況を随時分析し、効果検証をしながら、本事業の改善に取り組む。

区の補助事業による民設民営放課後児童クラブの整備の進捗状況について

令和4年9月の福祉保健常任委員会に報告しているとおり、区では子どもの放課後における居場所の選択肢を増やし、新BOP学童クラブ登録児童数の増加による大規模化等の解消を図るため、民設民営放課後児童クラブの整備を進めているところである。

民設民営放課後児童クラブの運営にあたっては、令和4年11月に策定した「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の内容を踏まえ、公設・民設のそれぞれの特性を活かしつつ、児童館や新BOPと一体になり、子どもの成長や育ちを支援していく。

1. 民設民営放課後児童クラブの整備に関する概要

施設種別	新BOP学童クラブと同様で、児童福祉法第6条の3第2項を根拠とする児童福祉施設であり、区の補助事業として運営されるもの。 ※民間事業者の自主事業として運営する学童クラブとは異なる。
定員	80人程度 ※施設規模により異なる。
利用料	5,000円/月 ※新BOP学童クラブと同額
優先受入校の設定	新BOP学童クラブの大規模化の解消を目的として整備を進めることとしているため、予め指定する、登録児童数200人を超えている新BOP学童クラブの小学校（優先受入校）の学区域にお住いの児童を、当該施設の定員の8割以上を受け入れることとしている。
児童の登録	民設民営放課後児童クラブに入会が決定した児童は、新BOP学童クラブへの重複登録は不可。（BOPの利用は可）
民設民営放課後児童クラブへの引率	民設民営放課後児童クラブ職員が、入会児童を待機場所に迎えに来て、当該クラブまで引率する。

2. 令和6年4月開設予定の民設民営放課後児童クラブ

優先受入校	所在地	定員	事業者名	整備手法
山野小学校	砧2-16-1	80	ライクキッズ(株)	【提案型】
芦花小学校	粕谷2-3	80	ベネッセスタイルケア(株)	
松丘小学校 桜町小学校	桜新町2-12-4 2階	40	ベネッセスタイルケア(株)	
東深沢小学校	深沢5-16-17 (旧深沢保育園)	80	公募中	【誘致型】

※上記のほか、令和6年4月開設に向けた追加提案を審査中。

【参考】令和4年度から令和10年度までの民設民営放課後児童クラブの整備見込み数等
(令和5年2月時点)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人口推計(6~8歳)(人)	22,859	22,561	22,050	21,437	20,544	19,592	18,803
a)民設民営も含めた登録児童数(人)	8,487	8,456	8,267	8,068	7,790	7,521	7,409
b)民設民営(新規整備)定員数(人)	0	240	480	720	880	1040	1,200
【参考】民設民営(新規整備)施設累計数(2支援単位)	0	3	6	9	11	13	15
【参考】民設民営(新規整備)年間施設増数(2支援単位)	0	3※	3	3	2	2	2
c)学校内での学童クラブで確保する定員数 a)-b) 人	8,487	8,216	7,787	7,348	6,910	6,481	6,209

注) 比較参考値として、平成28年度の新BOP学童クラブ登録児童数は5,335人

注) 令和4年度の数値は、新BOP学童クラブの登録児童数

※令和5年度はプレ運営。令和6年度から本格実施。

機能 内容	新BOP学童クラブ	新たな学童クラブ
目的	保護者が就労や病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促します。	
対象	区内在住または区立小学校在籍の小学校1～3年生で、保護者が就労・病気などにより、放課後の保護・育成にあたれない家庭の児童。但し、心身の発達などにより、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生まで。	
実施日	日曜・祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き通年実施	
運営	世田谷区	各民間事業者（区から補助を受けて運営）
活動場所	全区立小学校内	学校敷地外にある施設
時間	放課後～18:15、学校休業日は 8:15～18:15 ※延長時間あり 18:16～19:00（延長可能時間） 月～金でご利用者がいる日・時間について実施	放課後～18:15、学校休業日は 8:15～18:15 ※延長時間あり 18:16～19:00（延長可能時間） 月～金でご利用者がいる日・時間について実施 ※19:00以降の預かりは施設によって異なります。
申込方法	各校の新BOPへ申請書と就労証明書などを提出。 審査のうえ決定（ <u>申請時期：12月上旬頃</u> ） ※詳細は10月中旬頃より、各新BOP・各児童館・児童課で配付、および世田谷区HPに掲載する児童募集案内をご確認ください。	入会にかかる書類（施設による）を事業者へ提出。 審査のうえ決定（ <u>申請時期：9月以降</u> ） ※詳細は各クラブへ直接お問い合わせください。
定員	原則として設けない	定員あり（人数は施設による）
利用料	月額5,000円（おやつ代を含む） ※時間延長利用料：月ぎめ1,000円、スポット日額200円（月額上限1,000円）	月額5,000円（おやつ代を含む） ※19:00までの預かり（延長）は、月額上限1,000円 ※19:00以降の預かりは施設によって異なります。
おやつ	あり（土曜日のおやつは持参）	あり（土曜日の取り扱いは施設ごと）

※新BOP学童クラブと新たな学童クラブの併用はできませんが、BOPと新たな学童クラブの併用はできます。

○世田谷区新BOP運営委員会設置要綱

平成19年9月1日施行

注 平成26年3月の改正から改正経緯を付した。

改正

平成26年3月19日25世教生第1889号

平成29年3月28日28世教生第1549号

令和5年3月30日4世教生第2488号

令和5年5月1日5世教地第350号

世田谷区新BOP運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区子ども・若者部と世田谷区教育委員会事務局における放課後児童健全育成事業（以下「新BOP事業」という。）において、事業の充実を図るために、新BOP運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりの推進に関する事。
- (2) 学校・地域・関係機関との連携・協力による事業の推進に関する事。
- (3) その他、新BOP事業の充実に関する事。

(委員構成等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者のうちから教育委員会が任命した者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から年度を単位として1年以内とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議事を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は、説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども・若者部児童課と教育委員会事務局地域学校連携課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月17日20世教生第1528号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月19日25世教生第1889号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日28世教生第1549号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日4世教生第2488号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日5世教地第350号)

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表1

委員
学識経験者1名
小学校校長会代表1名
小学校PTA連合協議会代表1名
世田谷商店街連合会代表1名
世田谷区町会総連合会代表1名
オール世田谷おやじの会代表1名

世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会代表 1 名
民生委員主任児童委員代表 1 名
青少年委員会代表 1 名
青少年地区委員会代表 1 名
区内警察署代表 1 名
要配慮児童関係団体代表 1 名
子ども・若者部長
教育委員会事務局学校教育部長

事業概要

新BOPとは、区立小学校施設を活用し、安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通して主体性、社会性、創造性を培い、児童の健全育成を図るBOP事業に、学童クラブ事業を統合し、一体的に運営する事業

事業運営

運営日
年末年始、日曜・祝日を除く通年

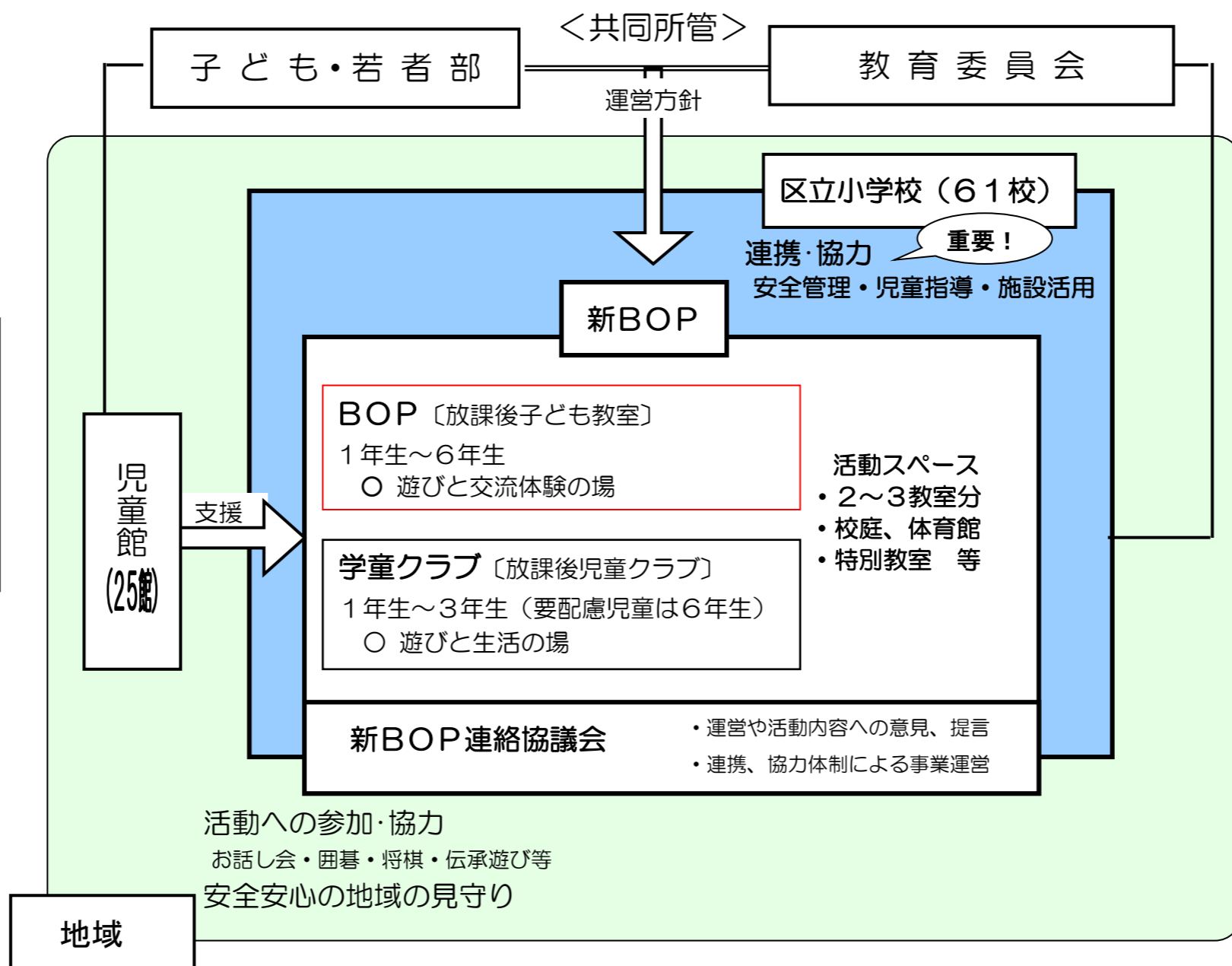
運営時間
BOP：放課後～午後5時
（夏季：3月～9月）
放課後～午後4時30分まで
（冬季：10月～2月）
学童クラブ：放課後～午後6時15分
（学校休業日は午前8時15分から）
※時間延長あり 午後7時まで利用可
（月～金でご利用者がいる日・時間に実施）

児童登録数(令和5年度)
61校の児童数・ 38,302人
（令和5年5月1日現在）
BOP登録児童数・ 27,223人
（令和5年5月1日現在）
学童クラブ入会数・ 8,979人
（令和5年5月1日現在）

参加児童数実績(令和4年度)
新BOP年間延べ参加人数（61校）
1,364,657人
【1校あたり／22,371人】
1日あたり参加人数・・4,642人
【1校あたり／76人】

職員体制
事務局長（会計年度任用職員）
児童指導職員（常勤職員）
新BOP指導員（会計年度任用職員）
※登録児童数に応じた区の職員配置基準により配置。その他、臨時職員を要配慮児童対応等の状況に応じて加配。

世田谷区 『新BOP』 事業について



世田谷区新BOP運営委員会

設置目的
新BOPにおける放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりや、地域・学校・関係機関との連携・協力による事業の充実を図るための連絡調整・意見交換等を行う。

委員構成
 ・学識経験者 ・校長 ・PTA ・学童クラブ父母会 ・町会 ・商店会 ・主任児童委員
 ・青少年委員 ・青少年地区委員 ・おやじの会 ・要配慮児童関係団体 ・警察

- H7年**
BOP事業開始
（Base of Playing=遊びの基地）
○身近な場所に安全な遊び場を提供
○遊びを通じた社会性、創造性、自主性の育成
- H11年**
新BOP事業開始（モデル実施4校）
※BOPと学童クラブを統合
○待機児童の解消
○子どもの交流の広がり
○安全・安心の確保
- H17年**
全小学校で実施
- H19年**
「放課後子どもプラン」として位置づけ
○世田谷区新BOP運営委員会設置
- H22年**
要配慮児童の学童クラブ登録学年延長（6年生迄）
○児童課に看護師を配置、巡回、相談、情報提供等を開始
- H25年7月**
学童クラブの利用料導入（月額5,000円。間食費を含む。）
- H27年4月**
子ども・子育て支援新制度施行、世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行
「放課後子ども総合プラン」実施
- H31年4月**
新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業（5校）実施
「新・放課後子ども総合プラン」実施
- 令和3年3月末日**
新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業休止
- 令和3年12月**
「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会」を設置。
- 令和4年11月**
「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」を策定。
- 令和5年4月**
新BOP学童クラブの実施時間延長事業開始